

# 地方スポーツ政策における地方自治体とJリーグクラブの 官民パートナーシップに関する一考察 —地方スポーツ推進計画の分析を中心として—

日下知明\*・齋藤健司\*\*

## A study on public-private partnerships between local governments and J-League clubs in local sport policy: analysis of Local Sport Promotion Plan

KUSAKA Tomoaki\* and SAITO Kenji\*\*

**Key words:** 地方スポーツ政策、地方自治体、Jリーグクラブ、官民パートナーシップ、地方スポーツ推進計画

### 1. 問題の所在及び目的

近年、日本においては、地域における統治をどのようにすればよいかということが政策課題として掲げられ、活発に議論されている。そして、従来の行政を中心とした地方統治の仕組みから、民間企業、NPO、住民等をも含んだ多様な主体が参画して地方の統治を行うことへの移行、すなわち、「ローカル・ガバメントからローカル・ガバナンス」への移行が求められるようになってきている<sup>5)</sup>。そして、多様な主体が参画するローカル・ガバナンスにおける最も基本的な関係は、地方自治体と他組織の2者で構築される問題の解決へ向けての連携・協働であり、官民の主体間におけるパートナーシップ関係である。

地方スポーツ政策においても、官民主体間においてパートナーシップ関係を形成し、公共的な問題を解決していくことが重要視され始めている。財政逼迫や担当職員不足などの問題を抱える地方自治体のスポーツ担当部局は、地方スポーツ政策の関係主体間で連携・協働をその解決策の一つとして認識している<sup>1)</sup>。また、日本のスポーツ基本法<sup>3)</sup>、スポーツ基本計画<sup>4)</sup>及びスポーツ立国戦略<sup>2)</sup>など、国の様々なスポーツ政策においても連携・協働を推進することが政策課題として掲げられており、政策主体

間の連携・協働は日本のスポーツ政策における重要な戦略の1つである。

以上を踏まえ、本研究は、地方スポーツ政策におけるローカル・ガバナンスがどのような実態にあるのかを明らかにすることを目的とするものである。また、地方自治体におけるスポーツ政策におけるローカル・ガバナンスについては、多様なアクターとの多様なネットワーク関係が考えられるが、本研究では、特に、地方スポーツ政策の最も基本的な指針と考えられる地方スポーツ推進計画において、どのような官民パートナーシップの関係が形成されているかに焦点を絞って研究を行うものである。

### 2. 研究の対象及び方法

地方スポーツ政策における官民パートナーシップの事例には、様々なものがある。例えば、地方自治体は、総合型地域スポーツクラブ、体育協会、種目別競技団体、民間スポーツクラブ、プロスポーツクラブ、大学等研究機関等と連携・協働して地方スポーツ政策の推進に取り組んでいる。

本研究では、地方スポーツ政策における官民パートナーシップの典型的な事例の一つとして、日本においては地方自治体とJリーグクラブ（以下「Jクラブ」と略す。）を取り上げる。地方自治体の中に

\* 筑波大学人間総合科学研究科  
Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

\*\* 筑波大学体育系  
Faculty of Health and Sport Science, University of Tsukuba

は、地域活性化やスポーツ振興を目的としてJクラブとの連携協定を締結や、地方自治体とJクラブが連携・協働して行う事業を総合計画や地方スポーツ推進計画上に定めるなどして、地域における諸課題の解決を目指している事例が存在する。他方、Jクラブは、地域のスポーツ振興活動や社会貢献活動、地方自治体と協力して介護予防事業などを行い<sup>6)</sup>、地域経済やコミュニティの活性化、高齢者の健康増進といった地域が抱える様々な課題を解決する役割を担っている。地方自治体は、共に地方スポーツ政策を推進するための政策主体の一つとしてJクラブを位置付けており、また、Jクラブ自身も、ローカル・ガバナンスを担う重要な主体の一つであるといえる。

以上より、本研究では、JクラブのなかでもJ1クラブ及びJ2クラブがホームタウンとして定める地方自治体が定める地方スポーツ推進計画を分析し、同計画における官民パートナーシップの関係を明らかにする（調査する計画は、2015年11月18日時点のものとする）。なお、Jクラブのホームタウンとして定められている地方自治体（市町村）の数は88であり<sup>注1)</sup>、このうち地方スポーツ推進計画を定めていたのは61であった。本研究では、この61の地方スポーツ推進計画を分析した。

### 3. 研究の課題

第1に、地方スポーツ推進計画において、地方自治体とJクラブの官民パートナーシップを明確に規定しているのかを明らかにする。そのため、Jクラブのホームタウンとして定められている地方自治体の地方スポーツ推進計画を収集し、政策体系に位置づけられている地方自治体とJクラブとの官民パートナーシップに関連する施策・事業等（以下、Jクラブ関連施策・事業）の有無を明らかにする。

第2に、地方自治体とJクラブの官民パートナーシップは、どのような政策目的を達成するための手段として位置づいているのかを明らかにする。そのため、地方スポーツ推進計画の政策体系を分析し、Jクラブ関連施策・事業が位置づく最も上位の項目（計画の究極の目的とされる基本理念は除く）をその目的として抽出する。

## 4. 結果及び考察

### 4.1 地方スポーツ推進計画における地方自治体とJクラブの官民パートナーシップの策定状況

分析の対象とした地方自治体が定める地方スポーツ推進計画の数は、61であった（表1参照）。このうち、計画の政策体系の中にJクラブ関連施

策・事業を明記しているものは52であった。つまり、多くのホームタウンである地方自治体は、ある政策目的を実現するための方策としてJクラブとの連携等を認識し、地方スポーツ推進計画の政策体系の中に位置づけているといえる。

また、Jクラブ関連施策・事業を明記している52のうち、施策・事業の取り組み内容にJクラブの固有名詞を明記しているものは27であった。一方、Jクラブの固有名詞は明記されていないが、地方自治体とJクラブや他のスポーツ組織とで構成される特別な連携組織を明記しているものは2であった。つまり、地方スポーツ推進計画において、Jクラブは地方自治体と共にスポーツ政策を推進する一主体として明確に位置づけられているといえる。

### 4.2 地方スポーツ推進計画における地方自治体とJクラブの官民パートナーシップの目的

地方スポーツ推進計画において、地方自治体とJクラブの官民パートナーシップはどのような政策目的を達成するための手段として位置づいているのかを明らかにするため、Jクラブ関連施策・事業がどのような目的を達成するための政策体系に位置づいているのかを分析し、それらを目的別に分類した。その結果、Jクラブ関連施策・事業が達成しようとしている政策目的は25に分類することができた（表2参照）。

この結果から、第1に、Jクラブ関連施策・事業の目的は、ホームタウンである地方自治体において一様に定められているのではなく、地方自治体ごとに独自の目的が設けられているといえる。

第2に、各地方自治体は、これら25種類の目的を1～5つの範囲に該当する目的にJクラブ関連施策・事業を位置づけていた。つまり、1つの目的のためにJクラブ関連施策・事業を行っている地方自治体だけではなく、複数の目的を達成するための方策として、Jクラブ関連施策・事業を位置づけている地方自治体も存在するといえる。

第3に、これら目的は、スポーツそのものの振興を狙いとするもの及びスポーツを通じて他の政策分野の目的を達成しようとするものの2つに分けることができる。

スポーツそのものの振興に該当すると考えられるものは、「スポーツに親しむ環境の整備充実」、「みるスポーツの振興」、「ライフステージに応じたスポーツの振興」、「競技スポーツの振興」、「地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興」、「スポーツに関わる人材・団体の育成」、「トップスポーツの推進」などである。この結果から、プロス

表1 地方スポーツ推進計画の策定状況及びJクラブ関連施策・事業の有無

No.	クラブ名	ホームタウンである地方自治体	地方スポーツ推進計画の策定状況	Jクラブ関連施策・事業の有無	施策・事業の説明における固有名詞の有無
1	コンサドーレ札幌	札幌市	有	有	特別な連携組織の記載
2	ベガルタ仙台	仙台市	有	有	なし
3	モンテディオ山形	山形市	有	有	有
		大崎市	有	有	有
		鶴岡市	有	有	有
4	鹿島アントラーズ	鹿嶋市	なしまたは策定中	有	有
		神栖市	有	なし	
		行方市	なしまたは策定中		
		銚田市	なしまたは策定中		
5	水戸ホーリーホック	水戸市	なしまたは策定中		
6	栃木サッカークラブ	宇都宮市	有	有	なし
7	ザスパクサツ群馬	草津町	なしまたは策定中		
		前橋市	なしまたは策定中		
8	浦和レッドダイヤモンズ	さいたま市(※1)	有(※1)	有(※1)	有(※1)
9	大宮アルディージャ	さいたま市(※1)	有(※1)	有(※1)	有(※1)
10	柏レイソル	柏市	有	有	有
11	ジェフユナイテッド市原・千葉	市原市	有	有	有
		千葉市	有	有	有
12	FC東京	東京都(※1)	有(※1)	有(※1)	有(※1)
13	FC東京ヴェルディ1969	東京都(※1)	有(※1)	有(※1)	有(※1)
14	川崎フロンターレ	川崎市	有	有	有
15	横浜F・マリノス	横浜市(※1)	有(※1)	有(※1)	なし(※1)
		横須賀市	有	有	有
16	横浜FC	横浜市(※1)	有(※1)	有(※1)	なし(※1)
		厚木市	有	有	なし
17	湘南ベルマーレ	伊勢原市	有	なし	
		小田原市	有	有	有
		茅ヶ崎市	有	なし	
		秦野市	なしまたは策定中		
		平塚市	有	有	有
		藤沢市	有	有	なし
		大磯町	有	有	なし
寒川町	有	有	有		
18	アルビレックス新潟	新潟市	有	有	有
19	カターレ富山	富山市	有	有	なし
20	ヴァンフォーレ甲府	甲府市	有	有	なし
		韮崎市	有	なし	
21	松本山雅フットボールクラブ	松本市	なしまたは策定中		
		塩尻市	有	有	なし
		安曇野市	有	有	なし
		山形村	なしまたは策定中		
22	FC岐阜	大町市	有	有	なし
23	清水エスパルス	岐阜市	有	有	有
24	ジュビロ磐田	静岡市	有	有	有
25	名古屋グランパスエイト	磐田市	有	有	有
		名古屋市中区	有	有	なし
		豊田市	有	有	なし
26	京都サンガF.C.	みよし市	有	なし	
		京都市	有	有	なし
		宇治市	有	有	なし
		城陽市	なしまたは策定中		
		向日市	有	有	なし
		長岡京市	有	有	なし
27	ガンバ大阪	京田辺市	有	有	有
		木津川市	なしまたは策定中		
		吹田市	なしまたは策定中		
		茨木市	なしまたは策定中		
		高槻市	有	なし	
		豊中市	有	有	なし
28	セレッソ大阪	池田市	なしまたは策定中		
		摂津市	なしまたは策定中		
29	ヴィッセル神戸	箕面市	有	なし	
		大阪市	有	有	有
30	ファジアーノ岡山FC	堺市	有	有	なし
		岡山市	有	有	有
31	サンフレッチェ広島FC	倉敷市	有	なし	
		津山市	有	なし	
32	徳島ヴォルティス	広島市	有	有	特別な連携組織の記載
		徳島市	なしまたは策定中		
		鳴門市	有	有	有
		美馬市	なしまたは策定中		
		板野町	なしまたは策定中		
		松茂町	なしまたは策定中		
33	カマタマーレ讃岐	藍住町	なしまたは策定中		
		北島町	なしまたは策定中		
34	愛媛FC	高松市	有	有	なし
35	アビスパ福岡	丸亀市	有	有	なし
36	ギラヴァンツ北九州	松山市	有	有	なし
37	サガン鳥栖	福岡市	有	有	有
38	V・ファーレン長崎	北九州市	有	有	有
39	ロアッソ熊本	鳥栖市	なしまたは策定中		
		長崎市	有	有	有
40	大分トリニータ	諫早市	なしまたは策定中		
		熊本市	有	有	有
		大分市	有	有	なし
		別府市	なしまたは策定中		
		佐伯市	なしまたは策定中		
		計88自治体(延べ数:91)	・有:61(延べ数:64) ・なしまたは策定中:27	・有:52(延べ数:55) ・なし:9	・有:27(延べ数:29) ・特別な連携組織の記載:2 ・なし:23(延べ数:24)

※1 さいたま市、東京都、横浜市は複数のJクラブのホームタウンであるため、合計は実数と延べ数を示す。

表2 地方スポーツ推進計画における地方自治体とJクラブの官民パートナーシップの目的分類

目的別	No.	目的の種類	該当数
スポーツ振興そのものが目的	1	スポーツに親しむ環境の整備充実	14
	2	スポーツに親しむ機会の提供・充実	10
	3	ライフステージに応じたスポーツの振興	9
	4	みるスポーツの振興	8
	5	競技スポーツの振興	8
	6	地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興	6
	7	スポーツに関わる人材・団体の育成	5
	8	トップスポーツの推進	4
	9	指導者の育成	2
	10	スポーツ界の好循環の創出	1
	11	地域資源を活用したスポーツの振興	2
	12	スポーツ情報の提供	1
	13	スポーツ施設の整備	2
	14	ホームタウン活動の推進	1
	15	地域スポーツの振興	1
	16	スポーツ人口の拡大	1
のスポーツ政策分野による目的他	17	スポーツによるまちづくり	15
	18	子どもの健康増進・体力向上・スポーツ機会の充実	7
	19	スポーツを通じた交流の促進	4
	20	健康増進	3
	21	スポーツによる地域経済の活性化	2
	22	学校体育・スポーツの充実	3
	23	地域文化の創出	2
	24	スポーツイベントを通じたまち同士の交流	2
	25	スポーツコンベンションの推進	1

スポーツ団体であるJクラブとの官民パートナーシップは、スポーツそのものの振興に関わる多様な目的の達成を実現するための方策であるといえる。また、トップスポーツの推進というプロスポーツの振興そのものを政策目的としている地方自治体も存在するといえる。

一方、スポーツを通じて他の政策分野の目的を達成しようとするものは、「スポーツによるまちづくり」、「子どもの健康増進・体力向上・スポーツ機会の充実」、「スポーツを通じた交流の促進」、「健康増進」、「スポーツによる地域経済の活性化」、「学校体育・スポーツの充実」などである。この結果から、Jクラブ関連施策・事業はまちづくり、健康増進、経済活性化、教育などスポーツ以外の様々な分野においても目的達成の手段として位置づいているといえる。

## 5. まとめ

本研究では、地方スポーツ推進計画を分析することにより、地方自治体とJクラブの官民パートナーシップとして、以下のことが明らかになった。

- ① Jクラブのホームタウンである地方自治体の多くは、Jクラブとの官民パートナーシップを地方スポーツ推進計画上に明記している。
- ② Jクラブは、地方自治体が展開するスポーツ政策のパートナーの一つとして明確に位置づけられている。

- ③ 地方自治体とJクラブとの官民パートナーシップには、地方自治体ごとに独自の目的がある。
- ④ 地方自治体とJクラブとの官民パートナーシップの目的は、スポーツそのものの振興を狙いとするものと、スポーツを通じて他の政策分野の目的を達成しようとするものの2つに分けることができる。

## 6. 今後の課題

地方スポーツ推進計画の分析では明らかにできない実際の関係や実態を、さらに質問紙調査やインタビュー調査などにより明らかにする。

また、地方スポーツ推進計画の記述以外に、協定や協議会など特別な規定や制度を設けて官民パートナーシップを構築している事例が存在するため、それら制度と実態との関係性を明らかにする必要がある。

## 謝辞

本研究は、平成26年度体育系研究プロジェクトの支援のもと実施した研究の一部をまとめたものであり、ここに深く感謝申し上げます。

## 注記

注1) Jリーグ規約2014で定められているJ1会員及びJ2会員であるJクラブが定めるホームタウン、及び2015年5月21日づけでJリーグ理

事会により追加承認されホームタウンとなったものの合計数。また、Jリーグ規約2014において、ホームタウンが「～市を中心とする全県」と示されている場合、都道府県は含まず、記載されている地方自治体のみをホームタウンとして認定し、分析の対象とした。

## 文 献

- 1) 株式会社野村総合研究所 (2013) スポーツ政策調査研究 (地方スポーツ政策に関する調査研究) 報告書.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/chousa/detail/1333390.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1333390.htm) (参照日 2015年11月18日)
- 2) 文部科学省 (2010) : スポーツ立国戦略.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/rikkoku/1297182.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm) (参照日 2015年11月18日)
- 3) 文部科学省 (2011) : スポーツ基本法 (法律第78号). 平成23年6月24日官報(号外第134号).
- 4) 文部科学省 (2012) : スポーツ基本計画 (文部科学省告示第65号). 平成24年3月30日官報.
- 5) 新川達郎 (2013) : ローカルガバナンスの再編と地域再生. (編)新川達郎「京都の地域力再生と協働の実践」, 法律文化社, 京都, 2-14.
- 6) 社団法人日本プロサッカーリーグ (2009) : Jリーグニュースプラス9. 社団法人日本プロサッカーリーグ, 東京, 1-12.

注: 本論文は、冊子体で発行されたものに対して、以下の部分が訂正されています。

- 76頁、右段1行目、(誤)「明記しているものは49」→(正)「明記しているものは52」
- 76頁、右段6行目、(誤)「明記している49」→(正)「明記している52」
- 77頁、表1中、「大磯町、向日市及び豊中市」の「Jクラブ関連施策・事業の有無」(誤)「なし」→(正)「有」
- 77頁、表1中、「Jクラブ関連施策・事業の有無」の合計(誤)「有：49(延べ数：52)、なし：12」→(正)「有：52(延べ数：55)、なし：9」
- 77頁、表1中、「大磯町、向日市及び豊中市」の「施策・事業の説明における固有名詞の有無」(誤)「斜線」→(正)「なし」
- 77頁、表1中、「施策・事業の説明における固有名詞の有無」の合計(誤)「なし：20(延べ数：21)」→(正)「なし：23(延べ数：24)」
- 78頁、表2中、「スポーツに親しむ機会の提供・充実」、「スポーツ界の好循環」、「スポーツ施設の整備」、「スポーツによるまちづくり」及び「学校体育・スポーツの充実」の該当数(誤)各々「9」、「2」、「1」、「14」及び「2」→(正)「10」、「1」、「2」、「15」及び「3」
- 78頁、右段22行目及び79頁、左段2行目、注1)文中、(誤)「Jリーグ規約2015」→(正)「Jリーグ規約2014」